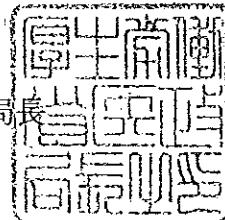




医政発0731第3号  
平成21年7月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



エックス線装置をエックス線診療室を除く放射線診療室において  
使用する特別の理由及び適切な防護措置について

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の14においては、特別の理由により適切な防護措置を講じた場合にエックス線装置をエックス線診療室を除く放射線診療室において使用することが認められており、「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成13年3月12日付け医薬発第188号。以下「施行通知」という。）において、特別の理由及び適切な防護措置を示しているところである。

今般、新たな医療技術への対応等を図るため、施行通知の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正するので、御了知の上、管下の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対する周知方よろしくお願ひする。

## 「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成13年3月12日付け医薬発第188号)新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>第二 個別事項</p> <p>(一)～(三) (略)</p> <p>(四) 管理義務に関する事項</p> <p>1 使用の場所等の制限 (第三十条の十四)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) エックス線装置を特別の理由によりエックス線診療室を除く放射線診療室において使用することについて (略)</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(イ) 診療用放射性同位元素を投与した患者の核医学画像との重ね合わせのために、CT撮影を行う場合又はエックス線装置のうち、CT装置であって、これに診療用放射性同位元素を用いる核医学撮像装置が付加され一体となつたもの（以下「核医学－CT複合装置」という。）によるCT撮影を行う場合。この場合においては、診療用放射性同位元素使用室の構造設備の基準を満たすのみならず、エックス線診療室の構造設備の基準を満たすこと。また、防護衛立の使用、必要に応じた防護衣の着用等により、放射線診療従事者等の被ばく線量の低減に努めること。さらに、当該診療用放射性同位元素使用室の室内にCT装置等を操作する場所を設けないこと。 ただし、診療上やむを得ない理由により近接での操作が必要な場合は、この限りでないこと。</p> <p>なお、同時に二人以上の患者の診療を行うことは認められること。</p> <p>(オ) 核医学画像を得ることを目的とせず、CT撮影画像のみを得るために、CT装置又は核医学－CT複合装置によるエックス線撮影（以下「CT単独撮影」という。）を行う場合。この場合においては、核医学診療に関する安全管理の責任者たる医師又は歯科医師が、CT単独撮影を行う診療用放射性同位元素使用室における安全管理の責任者となり、CT単独撮影を受ける患者等が、診療用放射性同位元素による不必要的被ばくを受けることのないよう、適切な放射線防護の体制を確立すること。また、診療用放射性同位元素使用室の構造設備の基準を満たすのみならず、エックス線診療室の構造設備の基準を満たすこと。防護衛立の使用、必要に応じた防</p>	<p>第二 個別事項</p> <p>(一)～(三) (略)</p> <p>(四) 管理義務に関する事項</p> <p>1 使用の場所等の制限 (第三十条の十四)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) エックス線装置を特別の理由によりエックス線診療室を除く放射線診療室において使用することについて (略)</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(イ) 診療用放射性同位元素を投与した患者の核医学画像との重ね合わせのためにCT撮影を行う場合。この場合において、前記撮影を行う室の画壁等は、その外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようにしやへいすることができるものとすること。ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である画壁等については、この限りでない。また、CT装置を操作する場所は、前記撮影を行う室の室外に設けられており、画壁等で区画された室であること。ここでいう「操作」とは、エックス線をばくしやすることであること。 なお、同時に二人以上の患者の診療を行うことは認められないこと。</p>

護衣の着用等により、放射線診療従事者等の被ばく線量の低減に努めること。さらに、当該診療用放射性同位元素使用室の室内にCT装置等を操作する場所を設けないこと。ただし、診療上やむを得ない理由により近接での操作が必要な場合は、この限りでないと。

なお、同時に二人以上の患者の診療を行うことは認められないと。

(略)

(略)